

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

### 検定に伴う諸手続について

教科用図書検定規則及び教科用図書検定規則実施細則の一部改正に伴う検定諸手続について、下記のとおりご連絡いたします。

#### 記

#### 1. 訂正申請について

##### (1) 訂正申請書における訂正理由欄の記載について

教科用図書検定規則の一部改正（平成29年度文部科学省令第31号（平成29年8月10日））に伴い、平成30年4月1日より検定済図書の訂正にかかる訂正申請書の訂正理由欄の記載については、以下のとおりとしますので、ご留意願います。

##### 第14条第1項にかかる訂正申請

- 「誤記等」（注：「誤記」「誤植」「脱字」に該当するもの）
- 「誤った事実の記載」
- 「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載」
- 「客観的事情の変更に伴う学習上の支障」※

##### 第14条第2項にかかる訂正申請

- 「更新が適切な事実の記載」
- 「更新が適切な統計資料」
- 「変更が適切な体裁、記載」※

- ・「※」印を付した訂正理由については、教科用図書検定規則実施細則に基づき、その支障の内容又は体裁の変更などを行うことが適切な理由を括弧書きで示す。
- ・状況に合わせた記述の変更は差し支えない。

##### (2) 平成29年度の訂正申請書の受理について

平成29年度の訂正申請書の受理については、平成30年3月30日（金）17時まで（郵送の場合は同期限までに当課必着）とします。

郵送の場合、文書が文部科学省に届いてから当課に届くまでに時間がかかることがありますので、平成29年度内に訂正申請書を提出したい場合は、余裕を持って送付くださいますよう、よろしく願います。

## 2. 教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文科大臣裁定）の一部改正（平成29年11月15日）について

上記実施細則の一部改正については、平成29年11月15日付け「教科用図書検定規則実施細則の改正について（通知）」によりお知らせしたところですが、一部誤りがありましたので、お知らせいたします。

### 「第3 検定済図書の訂正（3）④」

（誤） （略）（以下、⑤及び⑤②カにおいても同じ。）

（正） （略）（以下、⑤及び⑥②カにおいても同じ。）

### 「別紙様式第5－2号（備考）1」

（誤） 「編修上特に意を用いた点や特色」欄には、学習指導要領の総則に示す教育の方針や当該教科の目標を達成するため、編修上特に意を用いた点や特色を記入する。

（正） 「編修上特に意を用いた点や特色」欄には、学習指導要領の総則や当該教科の目標を達成するため、編修上特に意を用いた点や特色を記入する。

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

検定調査第二係

TEL：03-5253-4111（内線2943）